

市職員を募集します(平成30年4月1日採用予定)

☎ 人事課(☎65-6502)

職 種	採用予定人員	受 験 資 格
一般事務職 (上級) 【育児休業代替 任期付職員】	3人程度	次のいずれかに該当する人 ア 平成8年4月1日までに生まれた人 イ 平成8年4月2日以降に生まれた人で、大学※を卒業した人 または平成30年3月31日までに大学※を卒業する見込みの人
一般事務職 (初級)	2人程度 (身体にしょうがいのある人が対象です)	次のいずれにも該当する人 ア 昭和57年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた人 イ 身体障害者手帳の交付を受け、そのしょうがいの程度が1級から6級までの人 ウ 介護者なしに一般事務職としての職務遂行が可能な人 エ 介護者なしに受験可能な人
土木技術職 (上級)	2人程度	次のいずれにも該当する人 ア 昭和57年4月2日以降に生まれた人 イ 平成29年12月31日時点で当該職の職務経験が24か月以上ある人
設備技術職 (上級)	1人程度	

※学校教育法に基づく大学(短期大学を除く)をいいます。

■第1次試験日 1月14日(日)

■申込受付期間 12月4日(月)～28日(木)当日消印有効

受験申込書は担当課、北部振興局および各支所にあります。また、市ホームページからダウンロードすることもできます。

受験申込書を郵送で請求する場合は、封筒の表に「受験申込書請求」と朱書きし、返信用封筒(角形2号・120円切手貼付・宛先・郵便番号明記)を同封して、右記まで送付してください。**受験資格等の詳細は、必ず受験案内でご確認ください。**

問合せ・申込先

〒526-8501 八幡東町632

長浜市職員選考委員会

〈人事課内〉

☎65-6502

平成30年度入札参加資格審査申請を受け付けます

☎ 契約検査課(☎65-6507)

市が発注する建設工事や委託業務(コンサルタント等)、物品調達について、平成30年度の入札参加資格審査申請を受け付けます。 ※受付期間終了後の受付は一切できませんのでご注意ください。

【建設工事・委託業務(コンサルタント等)】

対象者	登録を希望するすべての事業者 ※今回の登録申請は、定期更新年の扱いとなりますので、登録を希望するすべての事業者が対象になります。 平成29年度の登録は引き継がれません。	
受付日	高月支所(1-A会議室)	1月25日(木)、26日(金)
	本庁舎(5-B会議室)	1月30日(火)、31日(水)、2月1日(木)、2日(金)、5日(月)

【物品調達】

対象者	①新規に登録を希望するすべての事業者 ②平成29年度に登録した現有資格者のうち、希望業種等の変更希望者 ※中間年につき、希望業種等に変更がない場合は申請の必要はありません。	
受付日	高月支所(1-A会議室)	1月12日(金)
	本庁舎(5-B会議室)	1月16日(火)、17日(水)、18日(木)

【その他】

○建設工事と委託業務を重複して登録することはできませんが、それぞれと物品調達は重複して登録できます。

○市外業者は、いずれも1月5日(金)～2月9日(金)に、申請書類一式を郵送(必着)または直接担当課まで。

【申請用紙等配布場所】 契約検査課〈本庁舎5階〉、北部振興局地域振興課・各支所

○詳しくは市ホームページをご覧ください。

○12月中旬頃から配布する予定です。また、市ホームページからダウンロードすることもできます。

浄化槽の法定検査を受けましょう

☎ 環境保全課(☎65-6513)

浄化槽は適正な維持管理を行わないと悪臭の発生や側溝・河川の汚染につながります。浄化槽を使っている人(管理者)は、法律で定められた次の3つの義務を守り、適正な維持管理に努めてください。

①保守点検

家庭用の浄化槽は4か月に1回以上、正しく機能しているか点検が必要です。保守点検は、県の登録を受けた保守点検業者に依頼してください。

②法定検査(11条検査)

浄化槽の保守点検、清掃などの維持管理が適正に行われているか年1回検査を受けましょう。検査依頼は左記まで。

③清掃

浄化槽の清掃(汚泥の引き抜き)を年1回以上実施しましょう。左記の湖北広域行政事務センターの許可業者に依頼してください。

☎ 旧長浜市橋本クリーン産業(株) (☎62-4095)
(株)ライフリーフ (☎62-1356)
旧東浅井郡(株)テックアシスト (☎74-8444)
旧伊香郡(有)伊香清掃センター(☎82-2208)
(株)日の丸清掃社 (☎82-3179)

※下水道接続などで浄化槽を廃止した場合や、転居などで浄化槽管理者を変更した場合は、30日以内に「浄化槽廃止届」、「浄化槽管理者変更報告書」を担当課まで必ず提出してください。様式は担当課にあります。また、市ホームページからダウンロードすることもできます。

※保守点検・清掃の記録は3年間保管してください。

税金の納め忘れはありませんか

☎ 滞納整理課(☎65-6517)

12月は「ストップ滞納!! 強化月間」です

皆さんに納めていただく県税や市税等は、福祉・教育など身近な行政サービスに使われる大切な財源です。12月を「ストップ滞納!! 強化月間」として、税の公平な負担の観点から、一斉に滞納整理を強化します。未納のまま放置されますと、預貯金・給与等の差押えや自宅の搜索等滞納処分を受けることがあります。もう一度、納め忘れないか確かめください。県と県内市町では、公平な税負担と税収の確保を図るため、「**滋賀地方税滞納整理機構**」を設置し、連携・協働して県税と市町税等の滞納整理を推進しています。



滋賀県・県内全市町・滋賀県地方税滞納整理機構

問合せ

県税に関すること

☎65-6606

市税に関すること

☎65-6517

東北部県税事務所納税課

滞納整理課

固定資産の取壊しや用途変更した場合はお知らせください

☎ 税務課(☎65-6523)

毎年1月1日現在でお持ちの土地・家屋には、固定資産税や都市計画税(市街化区域内のみ)が課税されます。

平成29年中に次の①～⑤のいずれかを行った人は、12月28日(木)までに担当課までご連絡ください。

※平成29年中に不動産登記をした場合は連絡不要です。

- ①家屋を取り壊した
- ②住宅から非住宅(事務所・店舗・倉庫など)へ、または非住宅から住宅へ家屋の用途変更をした
- ③売買や相続などにより、未登記家屋の所有者を変更した
- ④家屋を新増築した(プレハブ物置などを含む)
- ⑤土地の利用状況を変更した

なお、平成29年中に取り壊した家屋の連絡が平成30年1月以降になった場合は、解体業者の「取壊し証明書(取壊し日を証明するもの)」が別途必要になります。

